



社会福祉法人静岡県共同募金会

令和8年度事業計画

第1 基本的事項

■定着している“赤い羽根”共同募金

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に国民一人一人が取り組む「国民たすけあい運動」として開始され、以来、NHK歳末たすけあい、地域歳末たすけあい募金と裾野を広げて、令和8年度に節目の80回目の運動が行われる。

令和7年度は、長引く物価高騰等が社会にも大きな影響を及ぼしたが、本県では、多くの募金ボランティアの皆さんのご尽力もあり、寄付金総額は約4億7998万円に達し、累計額では334億円に上った。これまでの運動で、それぞれの時代における福祉課題の解決を支援し、地域福祉の推進に大きく寄与してきており、“赤い羽根”は広く県民に定着している。

■「赤い羽根」への期待と課題は増加

現在、地域には孤独・孤立の状況となっている人々や、生活に困窮する人々が数多く存在し、我々を取り巻く福祉課題はこれまで以上に複雑化・多様化しており、制度外ニーズへの支援や地域における住民主体の福祉活動の財源醸成としての役割など、“赤い羽根”への期待は今まで以上に高まっている。

その一方で、社会貢献制度の多様化やキャッシュレス決済の普及等に伴い募金額の減少が続くなど、“赤い羽根”の課題も大きくなっており、孤立・孤独、虐待、生活困窮などの現代社会における人々の生活課題と、その解決に向けて共同募金が果たす役割をわかりやすく示し、より多くの人々の共感と信頼が得られるよう取り組むことが求められている。

そのため、全国運動である共同募金がその特徴を活かして社会課題解決を図ることを目指すため、今年度も都道府県共同募金会が、地域の重要なニーズを可視化し、人々の関心を引き起こすことを目的とした「全国共通助成テーマ」と、幅広い切り口から共同募金の助成を可視化する「重点助成分野」に統一的に取り組むこととなったことから、本県も全国と共に取り組み、赤い羽根共同募金運動のさらなる推進を図っていく。

全国共通助成テーマ

「つながりをたやさない社会づくり～あなたはひとりじゃない」

重点助成分野



重点助成分野のイメージ

共同募金は、全国で年間4万件を超えるさまざまな活動への助成を行なっていますが、その中でも次のような活動分野を重点的に応援していきます。

<p>誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある人たちの地域就労への支援 ・多様で持続的な当事者活動への支援 ・新しい当事者活動の立ち上げ支援 ・LGBTQ・外国ルーツの住民の地域への参加 	<p>健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の孤立を防ぐ活動への支援 ・地域でいきいきと元気に活躍できる場の創出 	<p>生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立にある子ども・若者の居場所づくり ・こども食堂・フリースクールへの支援 ・ひとり親家庭に対する支援 ・ヤングケアラーへの支援
<p>災害ボランティア活動への支援</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のボランティア活動への支援 ・災害時に備えた見守り支援 ・災害時のボランティア活動機器のネットワーク化支援 	<p>生活に困難を抱える人々への緊急支援（地域歳末たすけあいを中心に実施）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・経済的困窮にある人への食支援 ・住まいを失った人への居住支援 ・その他の緊急支援活動の創出支援 	



さらに、赤い羽根共同募金運動を活性化するためには助成金の使いみちを知ってもらうことが重要であり、特に市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動は多岐に亘り、その使いみちを寄付者目線で分かりやすく明示する必要があることから、重点助成分野を意識した本県独自の事業として、市町社会福祉協議会が行う「赤い羽根」助成認知度アッププロジェクト」を引き続き実施する。

“赤い羽根” 助成認知度アッププロジェクト

- 【STEP 1】 “赤い羽根” 助成標示強化プロジェクト～見せませ使いみち～
使いみちを分かりやすく見せることを目的に、実施事業に“赤い羽根”のタイトルをつけることを助成条件として、助成要項の提出を求める。
- 【STEP 2】 “赤い羽根” イチオシ助成プロジェクト～解決します困りごと～
社会福祉協議会が行う共同募金助成金を財源にした事業の中から、社会福祉協議会が重点的に行う“イチオシ事業”を、助成金を活用する寄付者目線で掲げ、アピールするきっかけづくりをする。
- 【STEP 3】 “赤い羽根” 地域応援プロジェクト～支え合うまちづくり～
地域の担い手を育てて実践活動につなげる助成メニューを活用して、使いみちを分かりやすく「見える化」する。

第2 募金活動

地域の福祉課題を解決するため、あらかじめ地域福祉活動を行う団体・施設等から助成要望を取りまとめたうえで、使いみち（助成計画）や目標額（募金計画）を定めて、県民全体で募金活動を展開する。

1 社会的ニーズの把握

(1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、財源を担う共同募金会と実践を担う社会福祉協議会との関係は車の両輪に例えられることから、緊密な連携を図り共通認識の形成に努める。

県社会福祉協議会	社会福祉法第119条に基づく目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
市町社会福祉協議会	市町社会福祉協議会事務局長会議、事務担当者会議、実地調査等を通じて地域福祉活動母体としての市町社会福祉協議会との意見交換等を行う。

(2) 助成先との意見交換

共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、実地調査などの際に意見交換等を行い、現状や社会的ニーズの把握に努める。

2 助成要綱の制定・周知 …… 3月下旬

孤独・孤立の状態に置かれた人々や生活に困窮する人々への支援をはじめ、様々な社会的ニーズを踏まえ、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件、応募方法、審査方法等を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう早期に幅広く周知する。

3 助成申請の受付 …… 4月～5月

募集案内を団体・施設等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動への助成申請を受け付ける。

4 助成計画及び募金計画（目標額）の策定 …… 7月

(1) 助成申請に基づき助成計画を策定し、経費を加えた額を募金計画（目標額）として設定・公表する。

目標額区分		設定者	内容
(1)一般募金 目標額	地域目標額 (地域福祉活動)	市町 共募	市町社会福祉協議会が主体的に取組む地域福祉活動に対する助成計画に事務費を加え、設定
	広域目標額 (広域福祉活動)	県共募	福祉施設・団体の機器整備、広域活動団体の福祉活動などに対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して設定



目標額区分		設定者	内容
	課題解決プロジェクト募金目標額	県共募	参加団体の申請額を基に、諸般の状況を勘案して設定
(2)	地域歳末たすけあい募金目標額	市町共募	市町社会福祉協議会が年末年始に実施する贈呈事業などの支援活動に対する助成計画に事務費を加え、設定
(3)	NHK歳末たすけあい目標額	県共募	福祉施設・団体が行う年末年始の施設利用者等への支援活動、就職等自立支援事業に対する助成計画に事務費を加え、前年度実績額を勘案し設定

5 広報活動・協力依頼

(1) 80周年記念広報事業への参加等

共同募金運動 80周年を記念して令和8年度から令和9年度にかけて中央共同募金会が行う記念広報事業に参加・協力するとともに、本県内においても80周年を周知する企画を検討・実施する。

(2) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く県民に広報するために、10月1日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

(3) チラシ、ポスター、広報用動画など広報資材による広報

ロゴマーク（80周年ロゴマークを含む）等を印刷したパンフレット・ポスター、広報用動画等を活用し、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行うとともに、関係団体等の広報紙への掲載も含め、幅広く県民に周知する。

(4) 報道機関による広報

- ① 助成金の使いみち、募金協力企業・団体等からの寄付金贈呈、共同募金運動 80周年、その他赤い羽根に関する様々な情報を報道機関に随時提供し、取材及び報道を依頼する。
- ② 民間放送局に、運動広報用のテレビ・ラジオのスポット素材を提供し、無償の広報を依頼する。
- ③ 日本放送協会に、今年度 76 回目を迎えるNHK歳末たすけあいを中心とした広報を依頼する。

(5) ホームページによる広報

- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して「使いみちの見える化」を図る。
- ② 助成要綱、申請用紙などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ③ 募金協力企業・団体等を紹介し、企業の社会貢献活動をアピールする。
- ④ 赤い羽根共同募金に賛同する企業、団体、学校等からいただいた応援メッセージを紹介し、共同募金運動を盛り上げる機運を醸成する。
- ⑤ 共同募金を活用して福祉活動を行う助成先の活動内容を紹介した動画を掲載し、共同募金が多様な福祉活動の支援に役立てられていることを視覚的にPRして運動の機運醸成を図っていく。

(6) 地元プロサッカークラブの協力による広報

- ① 共同募金ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
- ② 寄付つき商品（募金百貨店）の販売、街頭募金や試合会場等での募金活動への協力等を依頼する。

(7) 地元プロ野球球団、地元プロバスケットボールチームの協力による広報

- ① 街頭募金や試合会場等での募金活動への協力等を依頼する。

(8) ありがとうメッセージによる広報

本会作成の各資材に助成先からのありがとうメッセージを掲載し、募金の使いみちや効果を周知する。

(9) 顕彰制度による広報

- ① 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により表彰する。
- ② 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。

(10) 税制上の優遇措置の周知

税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

(11) 助成先による「使いみちの見える化」の徹底

「募金をしたが、何に（どこに）使われているかわからない」との批判があることから、助成を受けた各団体に対しての助成交付条件として、共同募金からの助成で事業を実施していることの広報強化を促す。

- ① 市町社協には、「助成認知度アッププロジェクト」の徹底を図り、“イチオシ事業”の効果的な広報に努めるとともに、共同募金を使った社協事業に対する住民からの共感を得るために、地域福祉活動計画や事業計画書・事業報告書において、共同募金に関する様々な取組みの掲載を促す。（募金活動、助成活動ほか）
- ② その他の団体については、印刷物、看板等での共同募金助成事業の表示、機器整備した物品等への



赤い羽根シールの貼付や共同募金活用状況一覧表の事務所での掲出を徹底させ、地域へのお知らせ回覧や会報紙への掲載や、ホームページでの県共募へのリンクの強化を促す。

6 募金活動 ～顔の見える募金活動～

厚生労働大臣の告示を受け、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの6カ月間、国民たすけあい運動として募金活動を実施する。

(1) 赤い羽根共同募金（令和8年10月1日～令和9年3月31日の6カ月間）

① 一般募金（令和8年10月1日～12月31日の3カ月間）

区 別	対 象	方 法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアの協力を得て、募金を依頼（自治会、町内会に依頼）
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員・児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールにより募金を依頼
街頭募金	通行人	駅前、デパート、スーパーの入口、商店街や、公共施設、イベント会場などで、通行人や来場者に募金を依頼
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金を依頼
職域募金	従業員	募金ボランティアなどが事業所を訪問し職場内での募金を依頼
店頭募金	来店者	店舗等への募金箱や社会貢献型自動販売機の設置を依頼
助 成 先	利用者・職員	街頭・イベント募金、職域募金、自動販売機設置での募金を依頼

② 課題解決プロジェクト募金（テーマ型募金）（令和9年1月1日～3月31日の3カ月間）

一般募金終了後、参加団体が身近な福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛ける課題解決プロジェクト募金を実施する。 ※寄付者が使いみちを選べる新しいタイプの募金活動

(2) 地域歳末たすけあい募金（令和8年12月1日から12月31日までの1カ月間）

12月に、市町社会福祉協議会が行う年末・年始支援活動のため、地域歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

(3) NHK歳末たすけあい（令和8年12月1日から12月25日までの25日間）

12月に、NHK、中央共同募金会との共催により、ダイレクトメールを中心とした募金活動を実施する。

- ・NHKは広報番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。
- ・中央共同募金会は、前年度寄付者にダイレクトメールを発送する。
- ・本会は、NHK静岡放送局窓口と金融機関窓口で寄付金を受け付ける。

（※NHK静岡放送局窓口では、NHKと日本赤十字社共催の「NHK海外たすけあい」とともに実施する。）

(4) 新たな募金手法への挑戦

①寄付者の多様なニーズに応えるため、新しい募金手法として、ネット募金、寄付つき商品、遺贈・相続寄付等のPRに積極的に取り組み、年間を通じて寄付金を受け付ける。

寄付の種類	内容
インターネット募金	インターネットを通じた募金（クレジットカード、PayPay、ペイジーほか）
社会貢献型自動販売機	自動販売機の飲料売上げによる設置者と販売会社等からの寄付
寄付つき商品	「募金百貨店」登録商品の購入により、販売会社等から売上の一部を寄付
遺贈・相続寄付	遺言による寄付、相続財産の寄付（金銭のみ受付）
物品寄付	物品による寄付（物品を金額換算）

②令和6年10月1日から導入されたPayPayによる募金に加え、他のスマートフォン決済手段の追加導入や、交通系ICカード等のプリペイドカードによる募金など、新たな募金方法の導入について、引き続き中央共同募金会に強く求めていく。

7 寄付金の管理

令和5年度に発生した元社協職員による不正事案の再発防止に向け、寄付金の管理や会計処理の適正運営について、県共募及び市町共募における適正化の徹底を図る。

- (1) 金融機関を通じた迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施及び適正な会計事務執行のための指導・助言
- (3) 会長名領収書の適正な管理



第3 助成活動

社会のさまざまな福祉課題に対して、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため、静岡県共同募金会助成要綱に基づき助成活動を展開する。

1 助成プログラム

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町社会福祉協議会 広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備 特に、全国の都道府県共同募金会が統一的行う、令和8年度全国共通助成テーマ及び重点助成分野を意識した支援活動を重視 市町社協は「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」への取組が条件
	2. 福祉施設機器整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設 更生保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に施設が行う福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等
	3. こども食堂誕生日会・福産品応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に障害者就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子・野菜等農作物をこども食堂の誕生日イベントに無償で提供する活動 《令和9年度事業までの時限プログラム》
	4. 課題解決プロジェクト募金	<ul style="list-style-type: none"> 市町社会福祉協議会 福祉活動、更生保護活動団体等 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度に身近な福祉課題を解決するための活動
地域歳末たすけあい募金	5. 地域歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 市町社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度見舞金贈呈事業 令和8年度年末年始の支援事業
NHK歳末たすけあい	6. NHK歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉、更生保護団体 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度年末年始支援
		<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、更生保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度年末年始施設利用者支援
		<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護団体 	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度就職等自立支援
その他(緊急等助成資金)	7. 災害緊急助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 罹災者(低所得者等) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1) 災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (2) 静岡県共同募金会災害支援制度実施要領(災害等準備金)の対象にならない災害における次の経費 <ul style="list-style-type: none"> ①被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営に関わる経費 ②被災地におけるボランティア活動に関わる経費 ③公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備・設備費に関わる経費

(その他) ・寄付物品の助成
・社会福祉法第118条に基づく災害等準備金による助成



2 助成の流れ

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的な助成活動に努める。

(1) 実地調査の実施

助成申請内容、申請団体・施設等の活動状況等を的確に把握するため、事務局審査を徹底するとともに、原則として、配分委員会委員による実地調査を行う。

特に市町社会福祉協議会に対する助成に関しては、全市町数の5分の1程度を抽出して実地調査を行い、「使いみちの見える化」を図るため、「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」への取組促進、助成基準の明確化、支援対象者への直接支援事業ではない事業の削減、地域福祉活動計画や事業計画書、事業報告書への共同募金の積極的な位置付けに努めるよう求めるとともに、寄付者からの負託に応える適正な会計事務の実施を指導する。

(2) 配分委員会の承認

社会福祉法第115条による配分委員会を開催し、助成について承認を得る。

(3) 助成決定

配分委員会の承認後、理事会において助成の決定を行う。

(4) 助成決定通知における各種取組み実施の徹底

助成決定を受けて交付する助成決定通知書において、助成先に対して共同募金の目的・対象・用途等の徹底を図るとともに、助成交付条件である助成標示の徹底と自発的な広報活動を通じて、寄付者に感謝の気持ちを伝えることを徹底する。

併せて、助成先みずからの赤い羽根共同募金運動への積極的な参加を求める。

3 助成事業の監査及び効果測定

助成事業完了後、助成先から「使途実施報告書」等の提出を受け、実施内容及び助成活動の効果について書面監査を行う。なお、助成額が200万円以上の高額なものは事務局による実地監査を行う。

第4 災害等への対応

1 災害等準備金の積立及び助成・拠出

(1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴う災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティア活動、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

(2) 災害等準備金による助成・拠出は全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」に基づき実施する。なお、被災都道府県共同募金会への拠出は、中央共同募金会の調整のもと、迅速かつ適切に実施する。

2 緊急等助成資金による助成

災害等準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の災害その他緊急事態等に機動的に対処するため、緊急等助成資金を活用し、災害ボランティアセンターの立ち上げ等に助成するとともに、福祉票に登録される低所得者等に対して災害見舞金を贈呈する。

3 義援金の募集

災害が発生した場合は、必要に応じ関係機関（静岡県、日本赤十字社静岡県支部）と協力して被災者への義援金の募集及び送金に関する業務を行うとともに、県が設置する義援金配分委員会に参加する。

第5 その他の活動

1 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

2 民間社会福祉資金の総合調整

(1) 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務（中央共同募金会受託）

(2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供



第6 法人運営

1 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

特に、評議員会は原則年1回の開催であることから、募金運動の状況や本会の運営等に関する情報を評議員員に対して適時適切に提供する。

会議名	開催時期(※)	主な内容
(1)理事会	年3回(5月、7月、3月)	事業計画・予算決定、事業報告・決算承認、目標設定、助成決定等
(2)評議員会	年1回 6月	決算承認等
(3)監事監査	年1回 5月	決算監査
(4)評議員選任・解任委員会	随時	評議員選任
(5)配分委員会	年2回(7月、2月)	助成計画、助成承認等

※記載の開催時期のほか、必要に応じて臨時的開催又は書面決議による開催を行う。

2 情報公開の推進

県民(特に寄付者)に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を閲覧に供するとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。

情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

3 関係機関との連携・協調

- ① 中央共同募金会主催の会議・研修会・全国ミーティングや関東ブロック都県研究会等へ参加し、情報収集、意見交換を行う。
- ② 県及び市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。特に各ブロック市町社会福祉協議会連絡会との意思疎通や意見交換を積極的に行い、募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。
- ③ 県や市等の行政機関とも連絡を密にし、情報収集等を行うとともに、共同募金運動への理解・協力及び参加を求める。

4 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

5 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、監事監査及び外部監査(公認会計士)の指導・監査(期中監査及び決算監査)を受ける。

6 法人運営の安定化

安定的な法人運営を行うため、必要最小限の範囲内で、次の積立を行う。

区分	目的
資産更新積立	固定資産の更新に充てるため(減価償却相当額、経理規程による定額法)
運動積立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため(本会及び市町共同募金委員会)
運営費積立	災害時等、緊急に要する運動経費に充てるため(指定寄付金手数料積立)



令和8年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		○申請受付開始 (広域団体、福祉施設、 こども食堂誕生日会・ 福産品応援、課題解決 P募金；4/1～5/15)	○知事報告	【中央】都道府県共同募金会職員 研修会(27, 28日)
5		○申請受付開始 (社協；5/15～5/29) <u>助成計画作成</u>	○募金・助成結 果公告	【本会】監事監査(7日) 【本会】理事会(15日)
6			○募金・広報資 材作成・購入	【本会】評議員会(15日) 【中央】評議員会(25日)
7		<u>募金計画・目標額設定</u> ○課題解決P募金参加 団体決定	○寄付依頼活動 開始	【本会】配分委員会 【本会】理事会(9日) 【中央】都道府県共同募金会常務 理事・事務局長会議(23, 24日) 【中央】赤い羽根全国ミーティン グ(9, 10日)
8			○募金・広報資 材の発送	【本会】市町事務担当者会議
9		○申請受付開始 (NHK歳末；9/1～ 10/30)	○募金計画公告	
10	【共同募金運動】 (10/1～12/31) ○街頭キャンペーン (10/1)			
11				○静岡県健康福祉大会(9日) ○全国社会福祉大会(20日) 【中央】都道府県共同募金会職員 研修会(18, 19日)
12	【地域歳末たすけあい 募金】(12/1～31) 【NHK歳末たすけあい】 (12/1～25)	○地域歳末たすけあい、 NHK歳末たすけあい 助成決定		
1	【課題解決プロジェク ト募金】(1/1～3/31)	○配分委員実地調査 (一般募金)		
2		○一般募金等助成承認	○市町共同募金 委員会仮決算	【本会】配分委員会 【中央】都道府県共同募金会常務 理事・事務局長会議(10日)
3		○一般募金等助成決定	○決算	【本会】理事会(12日) 【中央】評議員会(5日)
通年	自動販売機、ネット募金、 募金箱、各募金活動団体 会議での依頼活動(随時)			○市町社会福祉協議会事務局長 会議への参加(随時) ○市町社会福祉協議会ブロック 会議への参加(随時)